

助成申請書および助成金内訳書の作成に関する注意事項

※申請書様式は最新のものを使用してください。

※**2研究助成対象及び条件**が変わりました。

- (3) 申請時の年齢が45歳未満の者。ただし看護師、看護教員、看護学生はこの限りではない。なお、産前産後・育児・介護休暇等の取得期間については年齢計算から除く。
- (5) 本助成金の交付を、3年連続(2023, 2024, 2025年)受けていない者。

※**6申請書の申請方法**

様式は変更せず使用、片面印刷(ページ数6枚)し、その他添付書類(倫理審査承認書または計画書)と合わせて事務局に提出する。申請書(Word形式)は電子データもメール添付し、info@acrf.or.jpまで送信する。
紙ベース、電子データの両方が揃ったら申請受付完了となります。
(電子データには氏名(フリガナ)を記入してください。ただし自署氏名および推薦者印は不要)

※間接経費(施設費等)は助成対象外とする。

※提出の前に、ページ枚数(6枚)・記入漏れ・チェック漏れ等がないか確認すること。

1. 助成申請書について

- (1) 申請書様式は**最新のもの**をダウンロードして使用すること。[\(https://www.acrf.or.jp/\)](https://www.acrf.or.jp/)
- (2) 申請書は **A4サイズ6枚**、各項目は枠内で完結するよう記入すること。文字サイズは11ポイントとし、箇条書きにする等内容が読みやすいよう作成し、**ページをまたぐことのないよう注意すること**。書類不備は審査対象外とする。
- (3) 研究領域が研究内容と合っているか、申請前によく確認する。
- (4) 希望助成額は、50万円までとするが、少額(10万円等研究に必要な額)での申請も可能である。
- (5) 申請書は実際に研究を行う者が申請者となり作成する。
- (6) 申請者の経歴には、**最終学歴、経歴、学位、国家資格、免許**を記入する。
- (7) 推薦者は、所属機関の長であること。ただし所属機関の長が不在の場合は、職務の兼務者又は相当の職のものとする。(副学部長、教授、〇〇センター長 は不可)
- (8) 所属長印は原則として公印とする。ただし、公印がない場合はその旨を余白に記入し**推薦者氏名は自署**とし私印を用いる。
- (9) 申請研究に関連して従来受けた研究費、奨励金等がある場合は必ず記入する。
- (10) 倫理審査状況については、承認済は倫理審査決定通知書(承認書)の添付、申請中の場合は計画書の写しの添付および審査時期を記入する。

(11) パソコン・タブレット購入や WEB 会議システム使用を希望する場合は、研究における必要性を必ず記載する。

(12) 研究実績、主要論文について

- a) 申請者並びに共同研究者の発表論文は過去5年以内のもの、5編以内を記載。
- b) 論文・学会発表の著者・発表者名は、初めから3名を記載し申請者氏名にアンダーラインを引く。または、筆頭著者・発表者名およびその他(et al)とし、全体の○人中△人目と記載。
- c) 論文・学会の発表年については、論文発表は雑誌名・巻数(vol)・最初の頁～最後の頁・発表年。学会発表は学会名・抄録の頁・発表年・開催地を記載。

※以下の場合は書類不備とし、審査対象外とする。

- ・ 申請書のページ数が超過。
- ・ 申請書様式が旧年度のもの。
- ・ 推薦者が、所属長でない。
- ・ (紙ベース) 推薦者の押印がない。
- ・ (紙ベース) 申請者の自署氏名がない。
- ・ 申請書の提出が(電子データ)または(紙ベース)の片方だけ。

2. 助成金内訳書について

- (1) 各費目の内訳はできるだけ詳しく記入する。
- (2) 研究遂行に必要な備品(パソコンおよびソフトウェア、周辺機器等)は、予め申請すること(交付決定後の申請は不可)。その総額が10万円未満の場合は消耗品費とする。
- (3) 消耗品は研究計画に従って必要となる試薬、キット類、衛生材料等を計上する。
できるだけ詳しく記入する。例:(消耗品、試薬等 ×××円)は不可。
- (4) 旅費は、学会参加費、国内旅費(海外旅費は不可)、宿泊費とし、共同研究者の必要額と合わせて、その合計額が交付申請額の50%未満とする。
ただし所属や別財源から支出可能な場合は助成対象外とする。
- (5) 謝金は、アルバイト等の賃金及び研究協力者への謝礼を計上する。
- (6) その他経費は、会議費、印刷費、振込手数料、郵送費等とすること。
- (7) 謝金のための金券(クオカード等)の購入、学会年会費、内容が不明瞭な研修会の受講料、資格試験受験料、人員募集に係る支出は不可とする。
- (8) 単年度の研究助成金であるため、備品費、人件費、旅費、論文投稿費用が主要な支出(50%以上)を占めることは不可とする。
- (9) 出版・ホームページ作成のみを目的とした申請、または助成金の大半を出版費用が占めることは不可とする。